

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月25日

基礎情報

都道府県・市名	茨城県・取手市（とりでし）
合併期日	平成17年3月28日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	茨城県取手市寺田5139（旧取手市）
人口（合併直近の国調）	115,993人
面積	69.96 Km ²
議員定数	44人
関係市町村名	取手市、藤代町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	取手市		80,157	37.09	26
藤代町		33,318	32.87	17	17
合計	-	113,475	69.96	43	-

人口は平成17年3月15日現在の住民基本台帳人口 高齢化比率はH17.1.1現在

関係市町村の財政状況 *数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算(普通会計)

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	取手市		24,850,407	12,975,868	548,318	首都・市町村圏・指数表選定
藤代町		9,885,538	3,803,932	1,783,722	〃	0.622
合計	-	34,735,945	16,779,800	2,332,040	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成13年4月1日	解散年月日：平成17年3月27日
内容	合併協議会開催回数：24回 合併協議会委員：33人(両市町の長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議長の指名した者、長が定めた職員、学識経験者) 協議項目：24項目 平成13年5月7日 第1回取手市・藤代町合併協議会協議会を開催 平成16年10月26日 取手市・藤代町合併協定調印式開催 平成16年11月1日 取手市議会・藤代町議会において廃置分合に関する議案を可決 平成16年11月15日 両市町長が合併申請書を茨城県知事に提出 平成16年12月16日 茨城県議会において取手市と藤代町の廃置分合に関する議案を可決 平成17年1月20日 総務大臣が北相馬郡藤代町を廃し、その区域を取手市に編入することを官報に告示 平成17年3月27日 取手市・藤代町合併協議会廃止	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～26年度	
基本計画の主要項目	新市の将来像「 水と緑を育み、美と文化を創る生き生きリビングタウン 」 水と緑を育み環境に優しいまちづくり 美と文化を創る心豊かなまちづくり 地域が活性化する産業が躍動するまちづくり 安心して住みやすい魅力あるまちづくり 心をつなぐ温もりのあるまちづくり みんなでつくる自主自立のまちづくり	
旧市町村庁舎の利活用	支所機能を備えた分庁舎(教育委員会、農業委員会、総合窓口を配置)	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合：44名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合：-年6ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：旧取手市議員 41.1万円、旧藤代町議員 28万円(在任特例期間中はそれぞれ現行の額)	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	有	
内容	合併特例法により、藤代町の市街化区域内農地の課税は、合併後5年間は現行の課税方法となる	
合併特例債発行限度額(億円)	約260億円(内22億円は基金分) 財政計画では約156億円の起債額を計上	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。(例：庁舎の位置 等) 合併方式：対等合併・編入方式(法形式的には編入合併) 合併の期日：平成17年3月28日 新市の名称：取手市 事務所の位置：現在の取手市役所の位置 市町議会議員の定数及び任期：藤代町の議員は在任特例を適用 農業委員会委員の定数及び任期：選挙による委員は在任特例を適用 町名：町・字名は現在のとおり。ただし、大字は削除 組織及び機構：取手市役所を本庁舎、藤代町役場は支所機能を備えた分庁舎 一部事務組合：継続して加入 電算システム：既存の電算システムを有効活用し、統合を図る	
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。	
	学校給食に関すること(取手市は自校方式、藤代町はセンター方式 今後調整) 国民健康保険制度(賦課方式、保険税率、納期については、合併後に調整) 小中学校の適正配置の見直し	